

# (案)

## 平成29年度

### 林業労働災害防止強調運動実施要綱

#### 1 目的

県内の林業における労働災害による死亡者数は、平成19年から28年の10年間で33名(全国第2位)に上り、憂慮すべき状況が続いている。同期間の県内全産業死亡者数は127名発生しており、このうち林業は26%を占め、他の業種に比べて高水準で推移している。本年に入っても、9月末までに4名の死亡災害が発生(9月7日現在、全国第1位)しており、予断を許さない状況にある。

死亡災害の発生状況をみると、伐倒木等による「激突され」災害、機械集材装置や木材伐出機械等に関わる災害等、過去に繰り返された災害がいまだに発生している現状があり、同様の死亡災害が繰り返される要因として、林業現場において、基本的な安全管理の取組が徹底されていないことが挙げられる。また、県内の林業を取り巻く状況として、林業就労者の減少及び林業機械化の進行があり、新規林業従事者等への効果的な安全衛生教育不足や車両系木材伐出機械等の災害防止措置不足が影響していることも挙げられる。

林業が主要産業である宮崎県内においては、林業における死亡労働災害を阻止し、安全安心な現場環境を形成していくことが喫緊の課題である。

以上を踏まえ、本年度において関係行政機関及び林業関係団体の連携の下、伐木作業等が本格化する11月の時期に、下記4に掲げる重点事項について集中的に取り組むこととする。この取組により、林業における労働災害防止対策の徹底と作業の安全対策を定着させ、もって死亡災害撲滅及び休業4日以上労働災害の大幅な減少を図ることとする。

#### 2 実施期間

平成29年11月1日から平成29年11月30日まで

#### 3 主唱者

厚生労働省宮崎労働局

(宮崎労働基準監督署、延岡労働基準監督署、都城労働基準監督署及び日南労働基準監督署)

林野庁九州森林管理局

(宮崎北部森林管理署、西都児湯森林管理署、宮崎森林管理署、宮崎森林管理署都城支署及び宮崎南部森林管理署)

国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センター(宮崎水源林整備事務所)

宮崎県(環境森林部)

一般社団法人宮崎県林業公社

公益社団法人宮崎県森林林業協会  
林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部  
宮崎県森林組合連合会  
宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会

#### 4 重点事項

- (1) 林業店社における安全衛生管理体制の整備
- (2) 伐木造材作業、集材作業、かかり木処理作業及び木材伐出機械等作業に係る安全対策の徹底
- (3) 林業労働者に対する雇入れ時教育及びチェーンソー取扱特別教育等の安全教育の徹底
- (4) 林業現場での労働災害防止のための基本的ルールの遵守

#### 5 主唱者の実施事項

主唱者は本運動期間中、林業事業者に対し、リーフレット等を活用して本運動への取組を要請するとともに、安全パトロール等を実施し、現場での安全管理状況を確認、指導する（各機関及び各団体の主要な実施事項は以下のとおり。）

##### (1) 労働行政機関（国）

厚生労働省宮崎労働局

伐木造材作業、集材作業、かかり木処理作業及び木材伐出機械等作業に係る安全対策の徹底  
林業事業者に対する「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」、「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」に基づく労働災害防止対策の指導の実施

「現場班長による安全現場宣言運動」の推進

監督指導等の実施

##### (2) 発注機関（国、県及び公社等）

林野庁九州森林管理局

国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センター（宮崎水源林整備事務所）

宮崎県（環境森林部）

一般社団法人宮崎県林業公社

公益社団法人宮崎県森林林業協会

請負事業者の事業計画における安全管理対策の確認指導

現場における緊急連絡体制の整備等に係る教育訓練等の実施の指導

機械集材装置設置届の提出確認

##### (3) 労働災害防止団体（林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部）

会員等の事業者の現場に対する安全パトロール等の実施

会員等の事業者に対する労働災害防止対策の要請及び災害事例等の提供

「林業・木材製造業労働災害防止規定」の周知徹底

- (4) 林業関係事業者団体（宮崎県森林組合連合会及び宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会）  
組合員である林業事業者に対し、次の事項を指導する。

木材伐出機械等の普及等、作業の変化に対応した安全対策の推進

企業トップによる安全パトロール実施の要請

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」、  
「かかり木処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」、  
「緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」等の周知

安全衛生教育の徹底の要請

機械集材装置設置届の提出確認

## 6 林業事業者の実施事項

- (1) 林業店社における実施事項

現場責任者等による安全衛生管理体制の整備

新規就業者に対する雇入れ時教育及び作業内容の変更時等の際の安全教育実施の徹底

現場での作業条件に応じた有資格者等の適正配置

経営首脳、安全管理者等による安全パトロール等の実施

ポスターの掲示等による安全意識の高揚

- (2) 林業現場における実施事項

### ア 共通事項

労働災害防止のための基本的ルールの遵守

服装の点検、保護帽、安全帯、保護眼鏡、耳栓及び防振手袋等の保護具等使用の徹底

作業者の具体的な作業内容を明示した作業日報の作成

作業前ミーティングの実施

作業現場の一斉点検の実施（リスクアセスメント等の実施）

新規就業者とベテラン労働者の組合せ等による未熟練労働者に係るリスク回避

緊急連絡体制の点検及び救護訓練の実施

「現場班長による安全現場宣言運動」への取組

### イ 集材作業

集材装置等の主索直下及び内角側等の危険箇所への立入禁止

荷掛け、荷はずしの際の合図及び退避の徹底

### ウ 木材伐出機械等作業

路肩からの転落防止のための走行路の幅員確保

作業者との接触防止のための明確な合図の実施

路肩、傾斜地で転倒又は転落による危険を防止するため、シートベルトの着用に努める

木材伐出機械等の運転席のヘッドガード、防護柵の設置  
木材伐出機械等運転業務従事者に対する特別教育受講の徹底

## エ 伐木造材作業

指差し呼称等による周囲の安全確認

伐倒に当たっての安全な伐倒方向の決定及び適切な受け口切り、追い口切りの徹底

大径木、偏心木伐倒の際のくさび使用

適切な退避場所の選定

伐倒の際の合図及び退避の徹底

キックバック、枝のはね返り等防止のためのチェーンソーの適正使用

急傾斜地等を移動する際の墜落・転落災害防止用の歩行補助ロープの設置及び安全帯使用の徹底又は迂回移動の励行

チェーンソー及び刈払機使用時における保護衣及び足指防護用作業靴の着用

## オ かかり木処理作業

専用器具使用等による安全対策の徹底

かかり木を放置する場合の危険区域の標示及び立入禁止

## カ トラック荷台(積荷)からの墜落・転落の防止

墜落時保護用の保護帽の着用

耐滑性のある靴の使用

荷台端付近での安全な作業姿勢の徹底（荷台外側に背を向けないようにし、後ずさりしない）

荷締め、ラッピング等の作業は、可能な限り地上から、または地上での作業とすること  
荷台への昇降時における昇降設備の使用

## 7 その他

(1) 事務局は宮崎労働局労働基準部健康安全課に置く。

(2) 事務局は必要に応じ、関係機関及び関係団体を招集し、連絡会議を開催する。